

第12回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成25年11月22日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 208号室

1 開会

2 新任委員紹介

3 議事

（1）検討報告書（たたき台）について

4 その他

（1）今後の予定について

5 閉会

【配付資料】

資料 1 平成 25 年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿

資料 2 （仮称）釧路市自治基本条例検討委員会検討報告書（たたき台）

資料 3 感想記入シート

平成25年度（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
なづか あきら 名 塚 昭	行政	釧路市副市長 ※平成25年11月1日
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
まつうら たかし 松 浦 尊 司	行政	釧路市副市長 ※平成25年4月1日～平成25年10月31日
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会
条例制定についての検討報告書

たたき台

平成25年 月

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会

（仮称）鉏路市自治基本条例検討委員会（以下、「検討委員会」と表記します）は、平成24年7月30日に蝦名市長より委嘱を受けて発足して以来、これまで12回にわたって検討委員会を開催し、委員長や専門家の先生による講演、他都市の事例についての研究、鉏路市の市民協働の実態についての意見交換などを行った上で、自治基本条例の条項を一項目ずつ学習しながら、鉏路市にとって自治基本条例は必要なのかどうか、また、制定する際にはどのような内容にするべきなのか、といった点を中心に、検討を重ねてまいりました。

このたび、検討結果をまとめましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 検討結果について

検討の結果、「（仮称）鉏路市自治基本条例を制定する必要がある」との意見が大勢を占めたことから、検討委員会として、「（仮称）鉏路市自治基本条例を制定する必要がある」という結論に至りました。

ただし、「制定する必要はない」「決められない」という意見があったことも申し添えます。

2. 検討結果に至る意見状況について

副市長が務める議長を除いた、委員10名の意見の状況は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------------|----|
| ・「制定する必要がある」（「制定する方がよい」） | 8名 |
| ・「制定する必要はない」 | 1名 |
| ・「決められない」 | 1名 |

3. 委員意見のまとめ

(1) 「制定する必要がある」とした意見

近年の少子高齢化の進行、人口の減少などの地域を取り巻く環境の変化が、地域社会を支える現役世代の減少や単身高齢者の増加、地域コミュニティの希薄化などをもたらし、その課題は地域単位から個人単位にまで及び、問題を複雑で幅広いものになっています。

さらに、東日本大震災を教訓に、平時から、自助・共助・公助それぞれの範囲で、非常時に備えることが求められています。

かつてのような経済成長が見込めない上に、人口の減少が市税の減収をもたらし、財政が制約される状況であることを考えると、その全てを行政が担うことは難しくなっていると思われます。

このような状況から、これからのまちづくりは、その全てを行政が担うのではなく、「市民の力」を活かし、これまで以上に市民協働のもとで行われる必要があります。

現在、釧路市では『市民と協働するまちづくり推進指針』（以下、『推進指針』と表記します）のもとで、「市民と協働するまちづくり」を進めています。

この『推進指針』は、もともと「市民協働を推進するための市職員向けの手引き」として作られたもので、行政内部における市民協働という考え方の定着や、市民意見提出手続（パブリックコメント）制度を始めとする基礎的な枠組みをつくるという点では一定の成果がありましたが、その内容が一般市民までしっかりと浸透し、市民協働に繋がっていると実感できるまでには至っていません。

ほんとうの意味で市民協働を実現するためには、『推進指針』に基づき、行政が市民協働の枠組みをしっかりと運営し、市職員が「顔の見える行政」を実践することはもちろんですが、それに加えて、市民も「自分達が住むまちのことは自分達で考え、自分達で決めて、自分達で取り組んでいく」という気概を持って、それぞれができる範囲で自発的に行動することが必要です。

私達がこれまで検討してきた自治基本条例は、まちづくりの主役は市民であるとし、市民、行政、議会、それぞれの役割と責務が明記されていますので、まちづくりにおける市民と行政の役割分担が整理され、市民の意識を高めることに繋がります。

また、『推進指針』が行政の内部ルールとしての位置付けであったのに対し、自治基本条例は、法的一种として拘束力を持ちますので、これまでも行政が行ってきた、市民への情報提供や、市民が様々な場面で意見を述べ、まちづくりに参加する機会を、より高いレベルで保障することになります。

さらに、市民意見提出手続（パブリックコメント）や情報公開など、市民協働の推進のために行っている、それぞれの施策や制度を、自治基本条例に位置付けることで、市民の目から見てわかりやすく整理し、体系化することができます。

こうしたことから、（仮称）釧路市自治基本条例を制定し、継続的に運用することが、一人でも多くの市民がまちづくりに参加することに繋がり、ほんとうの意味での市民協働に向かうものと考えます。

本来、「自分達が住むまちのことは自分達で考え、自分達で決めて、自分達で取り組んでいく」ことは、住民自治の基本としてあたりまえのことと考えます。

しかし、私達市民はこれまで、「まちづくりは行政に任せておけば大丈夫」というある種、依存の意識を持っていたはいなかったでしょうか。また、行政も市民協働とは言いながらも、そうした市民を「指導する」という意識が、どこかで働いてはいなかったでしょうか。

そのような関係から一歩進んで、真の意味で、市民と行政が対等な協力関係を構築するために、（仮称）釧路市自治基本条例の制定が必要です。

（２）「制定する必要はない」、「決められない」とした意見

これからの鉏路市にとって「ほんとうの意味での市民協働」に向かうことが重要で、そのためには、行政による市民参加の機会の保障に加え、市民の意識向上と自発的な行動が必要不可欠であるという点は賛同しますが、自治基本条例は、何かを強制・規制する条例ではなく、主にまちづくりや自治全般の理念や原則を明確化する「基本条例」ですので、制定するだけで市民の意識が向上するわけではありません。実際には、市民の合意を形成しながら制定し、内容の周知を徹底するとともに、その理念を市民や行政が継続的に実践していくことで、初めて意味を持つものです。

そのための理念や原則を明確化する役割は『推進指針』でも十分果たせるものであり、条例そのものは「存在を否定するものではないが、なくても困らない」と考えます。（仮称）鉏路市自治基本条例の制定よりも、むしろ、『推進指針』の市民周知と内容の実践にこそ力を入れるべきです。

さらに、「市民のまちづくりへの参加」と一口に言っても、参加への関心の度合いや割ける時間は市民一人ひとり、様々な事情があります。参加できる市民の利益に留まらず、全体の利益を考えて市政を運営していくために、選挙で選ばれた市長と市議会議員からなる二元代表制が地方自治法で定められています。

「市民のまちづくりへの参加の機会」を自治基本条例という法で保障することは、結果的に、まちづくりに参加できる市民の利益が強調され、全体の利益を損ねる状況を招いてしまうのではないかと、また、市職員に対しては、その業務をより拘束する方向に作用し、萎縮させてしまうことに繋がってしまうのではないかと、という懸念があるので、（仮称）鉏路市自治基本条例は「制定すべきではない」と考えます。

4. 制定にあたって留意すること

検討委員会では、（仮称）釧路市自治基本条例をどのようにして市民に浸透させていくか、という点や、実際の条項をどのような内容にすべきか、という点においても議論がありました。制定にあたっては次の点に留意が必要です。

（１）条例の市民周知について

自治基本条例は、理念や原則を明確化するための「基本条例」であるため、一般的な作用条例とは異なり、制定するだけで効力を発揮するものではありません。

（仮称）釧路市自治基本条例が、市民の規範となり、「市民と協働するまちづくり」の実現に役立つためには、行政・議会に加えて、市民一人ひとりがこの条例に共感し、実践していく必要があります。

そのためには、条例制定過程において、行政が素案を作成し、市民意見（パブリックコメント）を聴取し、議会が議決するという通常の条例の制定過程を踏むだけでなく、素案作成の段階で市民参加の機会を設け、市民の意見を反映させながら作業を進めるべきです。それにより、条例の内容がよりよいものになることに加え、参加した市民にとって、（仮称）釧路市自治基本条例が身近なものになることが期待できます。

また、素案作成中や条例制定後は、その経過や条例の内容が市民に広く浸透するよう、わかりやすく工夫して、繰り返し広報や周知を行うべきです。

（２）条項の内容について

（仮称）鉏路市自治基本条例に規定すべき条項の内容については、おおむね委員の共通認識が形成されている条項と、意見が分かれている条項があります。

① 条例の名称

市民にとってわかりやすく、親しみやすい条例とするため、また、「幅広い市民を巻き込んで活動する」というこの条例の趣旨を反映するために「まちづくり基本条例」とすべきだという意見がありました。ただし「まちづくり」という単語に対しては、「道路や建物などの都市計画的な整備」というイメージを持つ委員もあり、意見は分かれています。

また、この条例には、市民に係る規定だけではなく、総合計画を始めとした自治体運営の基本的な事柄に係る規定も幅広く含まれることから、その性質を正しく表す意味で「自治基本条例」がふさわしいという意見もありましたので、条例の名称については継続した議論が必要です。

② 前文

鉏路市の風土や文化、歴史等を盛り込む他、市民憲章の理念も反映することで「鉏路らしさ」を表現すべきです。また、この条例が、鉏路市の自治やまちづくりの基本であることがわかる表現を盛り込むべきと考えます。

③ 目的、基本理念、基本原則

各条項が重複した内容にならないよう、表現を工夫すべきと考えます。

④ 市民の定義

まちづくりへの参加や行政サービスの享受という市民の権利は、義務や責任と表裏一体のものであるため、地方自治法に定める「住民」（「鉏路市の区域に住所を有する者」）と一致させるべきだ、という意見があった一方で、自治基本条例の趣旨はまちづくりの担い手を増やしていくことにありと捉え、「住民」に限定せず、市内で活動する人達も幅広く「市民」として規定すべきだという意見があり、見解は分かれています。

ただし、「市民」という単語は、その文脈によって委員が受け取るイメージ

が異なっているため、様々な市民参加の形態を整理した上で、継続した議論を行う必要があります。

⑤ 市民

自治基本条例制定において重要なことは、市民一人ひとりに、まちづくりへの関心と、その担い手であるという自覚、情報の共有、コミュニティ活動や市政参加を促すことであるので、その点を明記した条項にすべきです。

⑥ コミュニティ

コミュニティについては、町内会に代表される地縁で結ばれた地域コミュニティと、NPO等の共通する目的意識から作られた目的別のコミュニティがありますが、そのどちらもまちづくりの担い手として欠かせない存在であり、市民や市が、これを守り育てていくことを明記すべきです。

⑦ 情報共有

情報共有を図るためには、行政側は適切な方法で、わかりやすい情報提供に努めることはもちろんですが、市民の側も自ら関心を持ち、情報を集める努力をすることが必要です。また、行政から市民への情報提供だけでなく、市民から市への地域情報の提供や、市民と市民の情報共有も大切です。

⑧ 市民参加・市民協働

市民参加を図るためには、行政側は適切な方法で、市民が参加しやすい場を設けることはもちろんですが、市民の側も、まちづくりが他人事ではないことを自覚し、自分達のできる範囲でまちづくりに参加する意識を持つことが必要です。ただし、まちづくりへの参加は強制であってはならず、参加不参加に関わらず不利益を受けることがないことを明記すべきです。

また、市民協働が行政の単純な丸投げにならないよう、行政と市民の対等な協力関係でなされるべきです。

なお、（仮称）釧路市自治基本条例で規定する市民参加は、選挙で選ばれた市長や市議会議員という二元代表制による現行の政策決定のシステムを覆すものではなく、そのための判断材料となる多様な市民の意見を提供し、プロセスを活性化するために行われるもので、条例制定後も最終決定の権限は二元代表

制による機関（市長・市議会）にあります。

⑨ 住民投票

住民投票制度については、二元代表制による政策決定の前段階に、市民の多様な意見を把握するための手段として必要であるという意見や、市民の投票行動次第では少数の住民意見が実態以上に重みを持ってしまうという懸念から不要であるという意見、さらには、地方自治法に規定されている「直接請求」により現行でも実施可能であるため、規定する場合は整合をとるべきである、という意見が出ており、見解は分かれているため、継続した議論が必要です。

⑩ 行政運営

行政が行う施策や事業を改善し続けるために、市民目線から施策や事業を評価する、いわゆる「外部評価」の実施と、その評価を次の政策立案にしっかりと反映していくことを明記すべきです。

⑪ 最高規範性

自治基本条例は、まちづくりや自治全般の理念や原則を広く規定する条例なので、鉏路市の他の条例や行政の計画を制定、見直し等する際には、基本となる規範として扱っていくことになりますが、そのことを「最高規範性」という単語で明記するかどうかで委員の意見が分かれています。

法制度上は、全ての条例は対等なので、「最高規範性」を明記しても、（仮称）鉏路市自治基本条例の効力が他の条例に優越するわけではありません。実際には、市民の合意を形成しながら（仮称）鉏路市自治基本条例を制定し、内容の周知を徹底するとともに、その理念を市民や行政が継続的に実践していくことで、事実上の「最高規範性」を持たせることを目指すものです。その決意を示すために「最高規範性」を明記すべきだという意見が出されています。

一方で、法制度上の「最高規範性」を持ち得ないのであれば、市民に誤解を与えるべきではないという観点や、将来にわたる鉏路市の法制上の混乱を未然に防ぐという観点から、今は明記すべきではないという意見と、その上で、後述する条例の見直しの際に、状況を踏まえて改めて判断してはどうかという意見が出ています。

⑫ 条例の見直し

（仮称）釧路市自治基本条例は制定そのものが目的ではなく、制定後の市民への浸透と、市民、行政、議会による継続的な実践こそが最も重要であり、そのことを担保するためにも条例の見直し条項を設け、条例制定後一定の年数が経過するごとに、実践状況を確認し、実態に即して条文の見直しや取り組みの改善を図っていくべきです。

第1回 (7月30日)

(1) 自治基本条例の検討について

- 事務局から、条例を検討する背景や趣旨を説明

「地域主権」時代の到来 → 『自己決定・自己責任』のまちづくりへ

「市民と行政がともに自立した対等な協力関係」によるまちづくりが必要

これまで取り組んできた「市民協働」の一層の具現化が必要

まちづくりの基本ルール = 「自治基本条例」の検討へ

(2) 山崎委員長講演「自治基本条例づくりに向けて」

- 委員長から条例の意義や検討に際して、踏まえること等について講演

「地域主権」時代の到来

「自治の質」を高める必要
(「釧路ならではの」まちづくり)

政策立案・実施過程における市と市民との合意形成が重要に
市と市民が一緒になって政策を作り、実行していくことが重要に

そのための理念やルール

合意形成の手続き
市政参加の権利
情報公開・情報共有
市民の責務(自治の担い手) など

明確化
可視化

自治基本条例

条例化の意義

- ①目に見えない価値や理念を皆で共有
 - ②市長や市職員の行動や他の条例を拘束
 - ③情報共有や市民参加の継続実践を保障
- ※『即効性はないが実効性がある』条例



山崎委員長

検討のテーマ

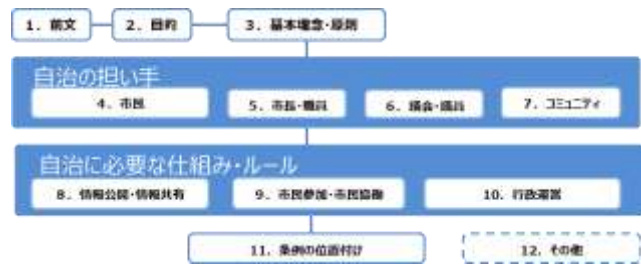
- ①情報公開
- ②市民参加
- ③予算編成・決定・執行・決算
- ④大きな争点となる政策
- ⑤権力(者)の統制

釧路の実情に合わせて、
具体的な事例に則して検討

第2回 (8月31日)

(1) 自治基本条例の構造について

- 道内他自治体を参考に、標準的な条例の構造を学習



(2) 道内他市の条例について

- 札幌市、帯広市、江別市の条文を比較しながら学習

第3回 (11月14日)

(1) 具体事例で見る情報公開・市民参加

- 具体的な事業を題材に情報公開や市民参加のあり方について意見交換

- ①災害時要援護者安否確認・避難支援事業
- ②市民後見人養成事業
- ③くしろ港まつり



安否確認避難支援事業

(2) 釧路市の予算編成・決定・執行・決算

- 釧路市の予算編成～決算の流れを題材に情報公開のあり方などについて意見交換

第4回 (11月30日)

(1) 市にとって大きな争点となる政策

- 市の方針や市民意見が大きく分かれる事業を題材に、合意形成等のあり方について意見交換

- ①公共施設の維持管理(公有資産マネジメント)
- ②MOOフィットネスセンターの廃止

(2) 権力(者)の統制

- 行政と市民の合意形成の成功事例等を確認

- ①北見市庁舎移転
- ②斜里町図書館建設
- ③岩見沢市ごみ処分場
- ④ニセコ町最終処分場

第5回 (2月26日)

(1) 北海道教育大学釧路校平岡講師 講演
「環境分野での市民参加による政策づくり・推進に関わって学んだこと」

- 環境分野で市民参加を実践している講師より、市民参加の考え方等について講演

城陽市 内子町 釧路市 での活動経験

市民参加は「まちづくりの当事者」を増やすために不可欠
市民参加の推進には、前提・基盤として「自治力」の強化が必要

そのためには・・・

自治を担う主体の把握・共有
主体間の役割分担の再確認
異分野の組織・人材間の積極的な交流・協働
市政に参加していない市民層の巻き込み
多様な市民参加手法の模索・チャレンジの促進 が必要



平岡講師

(2) 平成24年度 検討委員会のまとめ

- それまでの検討内容を確認し、条例の必要性等について意見交換

委員意見要旨	条例は必要	条例を作ることで情報共有・市民参加の実効性が増す
	実効性が大切	条例はあった方がよいが、それ以上に、市民の関心・参加を高められるかどうかが大変
	判断できない	もう少し条例の中身に照らして議論を深めたい
	条例は不要	市民の意識が高まることこそが肝心だが、条例を作ったからといって意識が高まるわけではない
	市民周知が必要	検討の経過を市民に見せて、条例への市民の関心を高める必要がある 条例を作る場合は市民が価値を認める条例にならないと意味が無い
	今後の検討	2年間議論をして、最終的に条例をつくらないという判断もあってよいと思うので、条例を作る前提の検討にはすべきでない

(3) 平成25年度 検討委員会について

- 意見交換を踏まえて、平成25年度の方針を確認

検討委員会では、条例を作る前提ではなく、委員の関心が高い部分を中心に、逐条で検討を深める
検討委員会の議論自体を市民に開放し、情報提供を行い、条例に興味・関心を持つ市民を増やしていく



検討委員会の様子

第 6 回 (6月3日)

(1) 平成24年度検討内容の振り返り (2) 平成25年度検討方法について

- 第5回に行った平成24年度検討のまとめを確認
- 平成25年度の検討方法を確認

- ➡
- ① 「標準的な条文体例」を用いて逐条検討を行う
 - ② 検討委員会の議論を市民に開放し、関心を持つ市民を増やす

(3) 逐条検討

情報公開・情報共有 市民参加・市民協働

◎ 主な意見

- 市民参加はよいだが、住民投票に代表されるように、首長や議会が一部の市民の意思に、事実上拘束される懸念がある
- 情報共有を進めるためには、市民も自ら知る努力をすることが必要

第 7 回 (6月28日)

(1) 逐条検討

定義 市民 市長・職員 議会・議員 コミュニティ

◎ 主な意見

- 「市民」は住民に限定すべき
- 「市民」は住民に限定せず、幅広く捉えるべき

第 8 回 (7月22日)

(1) 第6回、第7回検討委員会の振り返り

- ① 「市民と協働するまちづくり推進指針」や他の条例との関係性
 - 条例と要綱の違い、条例制定の効果等について意見交換
- ② 二元代表制との関係性
 - 小平市の住民投票事例について意見交換

◎ 主な意見

- 条例と『指針』では職員の受け取り方等が変わるので条例は必要
- 条例を制定するよりも『指針』の周知・実践に取り組むべき

第 9 回 (8月7日)

(1) 「市民と協働するまちづくり推進指針」の策定経過について

- 「市民と協働するまちづくり推進指針」の策定経過を確認し、自治基本条例との相違点について意見交換

(2) 逐条検討

行政運営 条例の位置づけ

◎ 主な意見

- 『指針』と比べ、条例を制定することで、市民や議会が行政をチェックしやすくなり、形骸化を防ぐことができる
- 行政評価を総合計画や予算編成に有機的に結びつけることが大切

第 10 回 (9月3日)

(1) 逐条検討

名称 前文 目的 基本理念・原則 その他

(2) 第8回、第9回検討委員会の振り返り

- 自治基本条例の見直しについて意見交換
- 最高規範性について意見交換

◎ 主な意見

- 全市民的合意を積み上げて、この条例を最高規範とすべき
- 法体系との整合性を考えると最高規範の規定は入れるべきでない

第 11 回 (10月18日)

(1) 委員意見のまとめ

- これまでに出了意見の確認

～ 市民への周知 ～

- ①市HPで開催案内、議事要旨・資料公開
- ②本庁1階コミュニティビジョンで開催案内
- ③傍聴人募集(実績:第9回に3人出席)
- ④広報くしろ5月号特集記事掲載
- ⑤連町通信7月号記事掲載



委員意見まとめ (抜粋)

(1) 条例の必要性

条例制定は必要	● 行政と市民の役割を明確化する規範として条例は必要 ● やる気のある市民を市政に巻き込むための規範として必要 ● 市民のまちづくりへの意識付けのためにも条例が必要 ● 市民がこれまでの行政任せの意識から抜けだし、市政に関わっていくために必要 ● 条例制定が、市民がまちづくりを考えるきっかけになる ● 条例は『指針』よりも多角的に施策全体を捉え、体系化することができる ● 行政にとってたいへんなことも、条例に位置付けることでやらざるをえなくなる ● 『指針』は見直す時期に来ており、条例を作る良いタイミングだと思う ● 当初は『指針』の浸透が先だと考えていたが、今は条例があっても良いと思っている
でもない	● 積極的に必要とも不要とも思わない。作るなら反対はしない。作る場合は、「最高規範」の単語は使うべきではないし、「定義」や「住民投票」の条項は他の法律、条例と整合をとるべき。
は不要	● 『指針』が既にある点、条例が二元代表制に影響を及ぼす懸念がある点から条例は制定すべきではない。検討委員会として「条例制定」という結論を出すのであれば、「市民の定義」、「最高規範性」、「住民投票」の条項は削除するか、最低限の表現に留めること。

(2) 条例の市民周知、市民参加

市民周知	● 条例制定の方針決定後は、条例の必要性や効能を積極的に市民に発信すべき ● 条例制定後、市民にしっかりと浸透するよう周知を徹底すること ● 条例を作った後、市民が身近に感じられるよう情報提供に工夫をすべき ● 市民意識を変えるためにも、条例を必要とする社会情勢も合わせて広報をすべき
市民参加	● 市民協働のため制定過程が重要で、市民が条例づくりに参加できる環境を作ること ● 条例を活かすため、委員も協力し、市民との意見交換の回数を重ねるべき ● 条例が市民に受け入れられるためにも、市民の意見を聞きながら条例制定すべき

(3) 条項の内容

定義	● 「市民」は住民に限定すべき ● 「市民」は住民に限定せず、幅広く捉えるべき
コミュニティ	● 町内会にプラスとなる表現を盛り込みたい ● 地域住民は地域のコミュニティ活動にも責任があることを表現すべき
住民投票	● 二元代表制による決定の前に多様な意見を吸い上げる仕組みとして必要 ● 声の大きい少数意見が二元代表制の決定を左右してしまう懸念があるので反対 ● 規定する場合は、地方自治法の趣旨や定義と整合をとることが必要
行政運営	● 対等な行政と市民の実現には外部評価が必要なので、実施を明記すべき ● 行政評価を総合計画や予算編成に有機的に結びつけることが大切
最高規範性	● 市の条例・計画の中で理念的に上に立つものなので最高規範とすべき ● 最高規範と位置付け、市民合意の形成と運用への決意を示すべき ● 条例は対等で、誤解を招く恐れがある最高規範の単語は入れるべきではない ● 最高規範の単語を入れると他の法令や条例と整合がとれなくなるリスクがある
条例の見直し	● 条例制定後、取組の中で出てくる意見を踏まえて、都度見直ししていくべき ● 条例を活かしていくためにも、実践の点検を行い、見直すための条項は必要

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 釧路市自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、条例に関する事項について調査・研究及び検討を行うものとする。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員15名以内により組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の中から公募により選出された者
- (2) 関係団体より選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 釧路市副市長

2 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長、副委員長及び議長)

第4条 検討委員会に委員長、副委員長及び議長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 議長は、釧路市副市長をもってあてる。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、総合政策部都市経営課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 平成24年度委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
こまつ まさあき 小 松 正 明	行政	釧路市副市長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会 副会長
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 教授

(五十音順)

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 平成25年度委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
なづか あきら 名 塚 昭	行政	釧路市副市長 ※平成25年11月1日～
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
まつうら たかし 松 浦 尊 司	行政	釧路市副市長 ※平成25年4月1日～平成25年10月31日
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 院長

(五十音順)

FAX送信先：0154-22-4473

資料3

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第12回検討委員会（平成25年11月22日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp